

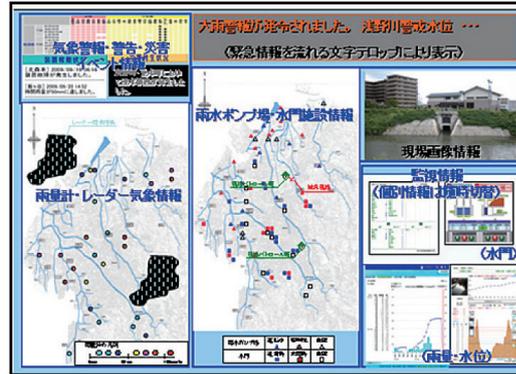
水のみち部門

みんなで取り組む総合治水！～水害に強いかなざわを目指して～

石川県金沢市



水防訓練出前講座の様子



高度雨水情報システムによる情報伝達

開発事業における雨水排水計画の協議

開発事業の実施にあたっては、開発前と開発後の雨水流出量が同程度になるよう抑制する必要がある。

【協議の対象となる開発事業】
開発行為、建築物の建築又は大規模修繕、屋外駐車場の設置等

【協議が必要な開発事業の敷地面積】
1,000㎡以上（旧制度では3,000㎡以上）

【必要となる流出抑制量】
開発前と開発後の雨水流出量の差(1時間分)を貯留(調整容量)

ア. 3,000㎡以上の開発事業……調整容量＝流出抑制量
イ. 1,000～3,000㎡未満の開発事業…調整容量×1/2＝流出抑制量
(緩和率)

雨水排水協議による雨水流出抑制

安全・安心な暮らしを育むために

雨水貯留・浸透施設の設置に助成します

金沢市雨水貯留施設等設置助成制度のご案内

助成の対象となる施設

雨水貯留容量
雨水貯留専用
雨水貯留専用
雨水貯留専用

助成の概要

施設名	補助率	助成上限額(1棟あたり)	補助対象期間
雨水貯留専用	50%	最大100万円(雨水貯留専用)	平成20年4月～平成25年3月
雨水貯留専用	50%	最大100万円(雨水貯留専用)	平成20年4月～平成25年3月
雨水貯留専用	50%	最大100万円(雨水貯留専用)	平成20年4月～平成25年3月

金沢市

雨水貯留浸透施設への助成制度



小学校での雨水貯留施設の活用



小学校での出前授業の様子

金沢市では、水害に強いまちづくりを目指し、総合的な治水対策を推進しています。また、このことを確実に推進するため「金沢市総合治水対策の推進に関する条例」を制定し、水害に強いまちづくりの実現を目指すこととしました。

この条例は、市、市民、事業者が協働で取り組むことを基本理念としています。